

兵庫県公立大学法人教員人事規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号。以下「就業規程」という。)第3条第4項の規定に基づき、教員の人事等に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教員」とは、就業規程第2条に規定する教員のうち法人に常時勤務する者をいう。

(採用等)

第3条 教員の採用及び昇任は、理事会の議決を経て定められた採用等の方針に沿って、学長の申出に基づき理事長が行う。

2 教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

3 教員の採用のための選考は、公募の方法により行う。ただし、次に掲げる特別の事情がある場合は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。)第8条の3に規定する人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得た上で、公募以外の方法により行うことができる。

(1) 選考する分野において特に優れている者を組織規程第4条から第8条第1項までに規定する組織の長(以下「学部長等」という。)として採用する場合

(2) 兵庫県公立大学法人クロスアポイントメント制度に関する規程(平成30年法人規程第1号。以下「クロスアポイントメント規程」という。)第2条第1項第2号の規定に基づき、教員として採用する場合

(選考)

第4条 教員の採用及び昇任のための選考は、人事委員会が行う。

2 学長は、前項の選考に資するため、学部長等の内申に基づき、人事委員会の審査を経て候補者選考委員会を設置し、候補者の教育研究業績その他選考に必要な事項の審査を行わせる。

3 前項の候補者選考委員会の設置及び運営の事務は、当該組織の学部長等が行い、兵庫県立大学教授会規程(平成25年兵庫県立大学規程第78号)第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会(以下「教授会等」という。)の意見を聴いた上で、その結果を学長に報告する。

4 候補者選考委員会は、原則として、当該組織の学部長等、学外からの委員2人及び当該組織の教授会等の構成員から選出された教員若干人により構成する。ただし、必

要に応じ、学長が指名する者を委員に加えることができる。

- 5 前3項に定めるもののほか、候補者選考委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(選考の基準)

第5条 前条第1項の選考の基準は、兵庫県公立大学法人教員選考基準で定める。

(配置換え)

第6条 教員の配置換えは、配置換え前及び配置換え後の学部長等の意見を聴取し、学長の申出に基づき理事長が行う。

- 2 前項に規定する学長の申出は、人事委員会の審査の結果に基づき行う。
- 3 第1項の規定は、教員に法人の他の職を兼ねさせる場合に準用する。この場合において、同項中「配置換え前」とあるのは「兼務前」と、「配置換え後」とあるのは「兼務先」と読み替えるものとする。

(降任及び解雇)

第7条 教員の降任及び解雇は、学長の申出に基づき理事長が行う。

- 2 前項に規定する降任及び解雇は、理事会の議決を経て行う。
- 3 第1項に規定する学長の申出は、人事委員会の審査の結果に基づき行う。
- 4 人事委員会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 人事委員会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 6 人事委員会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴する。
- 7 前3項に規定するもののほか、人事委員会の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(休職の期間)

第8条 教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、就業規程第16条第1項に定める期間を限度として、個々の場合について理事長が定めるものとする。

(研修の機会)

第9条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、教育研究に支障のない限り、学部長等の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(クロスアポイントメント制度に関する特例)

第 10 条 前各条の規定にかかわらず、クロスアポイントメント規程第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教員として採用する場合で、人事委員会が必要と認めるときは、クロスアポイントメント規程第 4 条に規定する手続きにより採用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日改正)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 12 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日付けで行う教員の採用及び昇任に係る学長の申出は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同日前に改正前の規定に基づき行った理事会の選考の結果に基づき行う。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日付けで行う教員の配置換え及び兼務に係る学長の申出は、第 6 条第 2 項 (第 3 項において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、同日前に改正前の規定に基づき行った理事会の議の結果に基づき行う。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。